

特定施設入居者生活介護
介護予防特定施設入居者生活介護

利用契約書

(Ver220601) (UHT-KAG-0068-6)

1、サービス提供施設（以下「当施設」という。）の表示

名称：家族の家ひまわり赤塚
所在地：東京都板橋区赤塚7-25-9
（予防）特定施設入居者生活介護事業所
事業所番号：1371912112

2、契約当事者の表示

① 施設提供者：所在地：東京都渋谷区渋谷二丁目15番1号
商号：株式会社三英堂商事
代表者氏名：代表取締役 上村 岩男 (印)
（以下「甲」という。）

② 説明者：_____

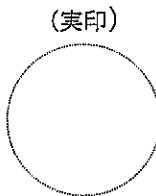
役職名：_____

③ 利用入居者：_____

（以下「乙」という。）

（男・女）

（明治・大正・昭和 年 月 日生まれ）



3、契約当事者以外の事項

④ 契約立会人：_____



住所：_____

乙との続柄：配偶者・家族

（具体的に _____）

生活支援員・その他

（具体的に _____）

(実印)

⑤ 連帯保証人：_____

（兼身元引受人）



住所：_____

乙との続柄：配偶者・家族

（具体的に _____）

生活支援員・その他

（具体的に _____）

(実印)

⑥ 連帯保証人：_____

（兼身元引受人）



住所：_____

乙との続柄：配偶者・家族

（具体的に _____）

生活支援員・その他

（具体的に _____）

契約締結日： 年 月 日

前 文

甲と乙は、介護保険法その他の法令（以下「介護保険法令等」という。）に定める指定特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護（以下「特定施設入居者生活介護」という。）の利用にあたり、下記の通り契約（以下「本契約」という。）を締結します。本契約締結後、乙は要支援者・要介護者を総称して「要介護者等」と表示されることがあります。

第1章 総 則

第1条（契約の目的）

甲は、乙に対し、当施設において介護保険法令等を遵守し、本契約の定めるところに従い、乙が有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを支援することを目的として、指定特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護のサービスを提供します。

- 2、本契約に基づき提供されるサービスの内容（本契約第4条及び第5条に定めるもの。以下同じ。）は、別紙重要事項説明書に添付されている『介護サービス等の一覧表』に定める通りとします。

第2条（契約期間と更新）

本契約の有効期間は、

_____年_____月_____日～_____年_____月_____日迄とします。但し、上記の契約期間満了以前に、乙に関して介護保険法令等により行われる要介護認定、要支援認定、更新認定、状態区分の変更認定、取消等の手続き（以下「要介護認定等」という。）により、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、更新後の要介護認定有効期間満了日までとします。

- 2、契約期間満了日の満3ヶ月以上前までに甲から、又は満1ヶ月以上前に乙から書面による更新拒絶の申し出がない場合、この契約は自動更新され、以降も同様とします。

第3条（運営規程）

甲は、指定特定施設及び介護予防特定施設ごとに次に掲げる事業の運営について重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めます。

- 1 総則
- 2 特定施設従業者の職種、員数及び職務内容
- 3 入居及び退居について
- 4 利用者の規律
- 5 非常災害対策
- 6 苦情処理
- 7 個人情報使用同意
- 8 雑則

第4条（介護保険給付対象サービス）

本契約において、「介護保険給付対象サービス」とは、甲が要介護者等の利用者に対して提供する「特定施設入居者生活介護」又は「介護予防特定施設入居者生活介護」サービスであり、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をいいます。

第5条（介護保険給付対象外サービス）

本契約において「介護保険給付対象外サービス」とは、介護保険の給付対象となる前条の特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護とは別途に介護に係る費用として受領できるサービスであって、厚生省令第37号第182条第3項第1号及び同省通知老企第52号に定める個別的な選択による個別介護サービスをいい、第7条「要介護認定等に伴う確認」の書面に定めるものをいいます。

第6条（介護の場所）

甲は、乙に対し本契約に基づくサービスを原則として当施設における乙の介護居室において提供します。

- 2、甲は、乙に対しより適切な介護のため必要と判断する場合に、本契約に基づくサービスの提供の場所を当施設内において変更することがあります。
- 3、前項の必要性の判断及び介護の場所の変更にあたっては、当施設は医師の意見を聴くとともに、乙の意思を確認します。
- 4、甲は、第2項による変更後の場所における介護が長期となり居室の住み替えが必要となった場合で、乙の居室の権利や利用料に変更を伴う場合には、一定の観察期間を設けると同時に、住み替え後の居室及び介護の内容、権利の変更、費用負担の増減等について、乙に説明し、乙の同意を得ます。

第2章 介護サービスの内容確認とその手続き

第7条（要介護認定等に伴う確認）

市町村による要介護認定の決定内容

介護保険制度による要介護認定等の決定は次の内容でした。

- ① 要介護認定等の決定された日：_____年_____月_____日
- ② 上記の要介護認定等の内容（該当するものを○で示します）：
（要支援1、要支援2、要介護1、要介護2、要介護3、要介護4、要介護5）
- ③ 上記の要介護認定等の有効期間：_____年_____月_____日～_____年_____月_____日
- ④ 上記の要介護認定等に伴う認定審査会の意見
- ⑤ その他の重要な事項

2、介護認定等に伴う入居者への介護サービスに関する確認内容

- ① 「介護保険による介護費」の支払方法について（どちらかを選択して下さい）
（ ）「法定代理受領」を選択し、事業者に対し介護保険負担割合証に応じた自己負担額のみを支払う。
（ ）「償還払い」を選択し、事業者に対し10割全額を支払い、市町村への請求を行う。

第8条（特定施設サービス計画又は介護予防特定施設サービス計画の作成・変更）

甲は、介護保険法令等に基づき、乙の「特定施設サービス計画」又は「介護予防特定施設サービス計画」を作成する計画作成担当者を定めます。

又、利用者の「特定施設サービス計画」を作成する者は下記を予定しています。

計画作成担当者名：_____

- 2、甲は、前項の計画作成担当者が作成する「特定施設サービス計画」及び「介護予防特定施設サービス計画」の作成、変更等について、乙に対して説明し、協議し、同意を得た上で決定します。その内容は、乙に対して書面を交付して確認するものとします。
- 3、「特定施設サービス計画」の作成、変更や内容の説明等については、乙の希望に応じて協議対応します。

第3章 事業者の義務

第9条 (事業者の守秘義務)

甲は、正当な理由なしに、本契約に基づくサービスを提供する上で知り得た乙又はその家族等に関する事項を第三者に漏洩しません。この守秘義務は正当な事由が無い限り本契約が終了した後も同様とします。

第4章 サービス料金の支払い

第10条 (サービス利用料金)

乙は、甲に対して、本契約に基づき提供されたサービスの利用料を「要介護認定等に伴う確認」(本契約第7条)及び「特定施設サービス計画」又は「介護予防特定施設サービス計画」(本契約第8条)に基づき支払うものとします。

2、甲は、乙に対して本契約に基づき提供されたサービスの内容に基づき、乙が支払うべき利用料金の内訳やサービスの区分等を記載した請求書を予め送付します。

3、1項、2項で定める利用料金は、1ヶ月毎に計算し、翌月の15日までに明細を添えて借主へご請求します。支払いについては、毎月の利用料金、振込手数料と併せて下記指定口座にお振込み又は自動振替でお支払い下さい。

振込銀行 三菱UFJ銀行 渋谷明治通支店
口座番号 3538134
預金種別 普通預金
口座名義人 株式会社三英堂商事

第11条 (利用料金の変更)

本契約第4条に定める費用として支払う利用料金、その他介護保険法令等の変更があった場合、甲は乙等への説明を行い、当該利用料金等を変更することができます。

2、本契約第5条に定める費用として支払う利用料金について、甲は、本契約期間内において原則として増額請求を行わないものとします。但し、公租公課の増加、その他経済事情の変動等が生じた場合は、本契約期間内であっても甲、乙協議の上、これ等の諸料金を改定できるものとします。

第12条 (証明書の交付)

甲は、本契約に基づくサービス利用料金の支払いを受けたときは、乙の求めに応じてサービス提供証明書を交付します。

2、前項のサービス提供証明書の発行に際し、甲は乙に対して当該証明書の使用目的や提出先についての説明を求めることがあります。

第13条 (損害賠償)

甲は、本契約に基づくサービスの提供に当たって、万一事故が発生し乙の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに乙に対して損害を賠償します。但し、乙に故意又は重大な過失がある場合は賠償額を減することができます。

第5章 契約の終了

第14条 (契約の終了事由)

本契約は、次の各号の一つに該当するときは、終了します。

- 1 要介護認定等により乙が自立と認定された場合
- 2 当施設の入居契約が終了した場合
- 3 当施設が介護保険法令等に基づく特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活

介護の事業者指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

- 4 乙が当施設の特定施設入居者生活介護に代えて、他の介護サービスの利用を選択した場合
- 5 第15条から第16条に基づき本契約が解除された場合

第15条 (事業者からの契約解除)

甲は、乙の行動が他の入居者の生命に危害を及ぼす恐れがあり、かつ通常の介護方法ではこれを防止することができず、本契約を将来にわたって継続することが社会通念上著しく困難であると考えられる場合に、本契約を解除することがあります。

2、前項の場合、甲は次の手続きを行います。

- (1) 一定の観察期間をおくこと
- (2) 医師の意見を聴くこと
- (3) 契約解除の通告について満3ヶ月の予告期間をおくこと
- (4) 前号の通告に先立ち、乙本人の意思を確認するとともに、利用契約で定める連帯保証人(兼身元保証人)等の意見を聴くこと。

3、甲は、本契約に基づくサービスの利用料金の支払いにつき、乙がしばしば遅延し、その支払いがない場合など、本契約における甲と乙の信頼関係を著しく害するものであると判断した場合には、満3ヶ月の予告期間において、本契約を解除することがあります。この場合、前項第4号の規定を準用します。

4、前項において、乙が介護保険法令等に定める法定代理受領サービスを希望しており、本契約第7条第2項第1号に定める費用の支払いを遅延する場合には、甲が本契約の解除に先立ち行う予告期間は満2ヶ月とします。

第16条 (利用者からの契約中途解除)

乙は、本契約の有効期間中、いつでも本契約を解除することができます。この場合、乙は本契約終了を希望する日の満1ヶ月前までに甲に書面により通知するものとします。

第17条 (精算)

第14条の規定に基づき、本契約が終了した場合において、乙が既に実施されたサービスに対する利用料金支払い義務その他甲に対する義務を負担しているときは、契約終了後精算するものとします。精算日が月の中途になる場合には、日割精算とします。

第6章 苦情処理

第18条 (苦情処理)

甲は、本契約に基づくサービスに関する乙からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置します。

- ・ 施設担当者 家族の家ひまわり赤塚 相談係(施設長)
(電話番号) 03-5967-0250
(FAX) 03-5967-0252
- ・ 運営本部 株式会社三英堂商事 シルバー事業部
(電話番号) 03-5466-1571(代)
(FAX) 03-5466-2837
(受付時間) 平日 午前9時～午後18時
(e-mail) san@saneido.co.jp

